

議 会 報 告

2008年9月議会 (9月1日~9月24日)

【東海村議会日本共産党】

〒319-1192 東海村東海3-7-1 電話 029-282-1711



大名美恵子 議員 3期

議会運営委員会
建設経済環境委員会
原子力問題調査特別委員会



川崎 篤子 議員 1期

文教厚生委員会
ひたちなか地区問題調査特別委員会
原自治基本条例調査特別委員会

後期高齢者医療制度は撤廃 住民税の年金天引きはやめよ

今議会の主な任務は、平成19年度東海村決算認定の審査、条例の一部改正案の審査、住民請願等への対応でした。村議団は、いずれの議案についても住民の命と暮らしを守り、福祉の増進を図る立場で審査し態度を表明しました。

平成19年度東海村一般会計決算認定に反対を表明

大名美恵子議員は、議会最終日、平成19年度東海村一般会計決算認定に、反対の立場から討論を行いました。討論は、決算特別委員会の「特に留意すべき事項」に盛り込まれた点を中心に行いました。要旨は次のとおりです。

「平成19年度は、庶民大増税と社会保障制度改悪、国による地域社会の破壊、雇用と労働条件の悪化等進行し、村民の暮らしはさらに深刻になりました。村政は国の悪政から村民を守る防波堤となれたのか、それとも国とともに悪政の推進者だったのかこの視点が重要でした。容認できない一点は、個人村民税の前年度比3億9580万6294円の増です。定率減税の全廃など住民負担を伴う大改革がおこなわれる時、手立てではありません。」

二点は、地方消費税交付金の前年度比289万4000円の増です。背後では個人商店業者等が課税客体1000万円に苦しみ、営業と暮らしが大きく脅かされています。三点は、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金の繰越明許費131万3000円および広域連合負担金677万8539円です。高齢者を年齢で差別し高額な保険料を課す、また医療に制限を設ける本制度創設は認められません。

四点は、ゴミ袋指定化にともなう袋と処理券の作製費2567万7023円、および住民が購入した袋と処理券代1759万6700円です。資源の有効活用とごみ減量化を目指す課題は、袋指定を行わずとも住民の中に大分浸透してきていました。そもそもごみの減量化は、資源物を増やし可燃物を減らす事ではなく、資源物を含めた廃棄物をいかに減らすかであり、この住民理解の促進が重要でした。

また指定袋の売り上げ金に利益が発生した事は、ごみ事業にかかると新たな財源を住民負担に求めた事も同然です。五点は、常陸那珂港整備事業債5830万円の借金および、6423万円の港湾整備負担金です。十分な入港見込みがない

港湾整備の推進は、税金の無駄遣いとして認めることができませぬ。その他、特に留意すべき事項としては、長堀すこやかハウスの賃借料が、249万1596円にもなっている件について、今後ますます必要とされる事業の施設充実の観点で、本事業関係者の意見も十分把握し、間借りではなく定員の拡充等も対応できる村立の施設建設を検討すべきです。

最後に、ひたちなか・東海行政連絡会で検討されている広域ごみ処理場建設について、本来村の考え方をまとめる過程で、議会や住民と十分な協議を行うべきでしたが全くなされませんでした。今後、住民や議会との協議、意見反映の場を設けるべきです。」

決算特別委員会で、特に留意すべき事項として主張し採用された点

1. 土地保全用地購入費687万4,574円は、緑地保全に係る具体的計画をもたない土地購入。財政は、計画的運用が重要である。
2. 学童クラブ整備管理事業費は163,800円と小規模工事のみ。クラブをこどもたちの成長の場として位置づけ、大規模化した状況を適度な規模にするなど、関係者とともに再整備計画を検討すべきである。
3. 道路補修事業及び道路新設改良舗装事業は3億1,420万4,093円だが、生活道路の改良・修繕要望は、尚多い。工事実施の観点で必要予算を確保し住民の不平等感が残らないよう対処すべきである。

6月議会に提出されていた「後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める住民請願」は、大名美恵子議員、川崎篤子議員、相沢一正議員の3名が賛成、その他16名の議員が反対を表明し、賛成少数で不採択になりました。本請願は、5月27日受理され、川崎篤子議員が所属する文教厚生委員会委員で審議されてきました。

委員会では、「請願文から判断して6月議会にも賛否をとるべきでは。国も関心を持って修正案も出てきているこの請願は現時点で否決だ。見直し案が出されどんどん改善されているから、中止するという問題ではない」などの意見が強く主張されました。

川崎篤子議員は、「ぜひ請願代表者の説明を」、「採択すべき」と主張しましたが、審議は、多少の手直しでは解決できない制度の根本的問題の議論が十分なまま、7月24日、委員会では否決となり、今定例議会本会議に報告されました。

川崎篤子議員は、相沢一正議員と少数意見を提出するとともに、会派を代表し賛成の立場から討論を行いました。討論内容は次のとおりです。

後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願

反対多数で不採択

大名美恵子・川崎篤子議員は賛成
川崎篤子議員が
請願に賛成する討論を行いました

「採択すべきと考える5つの理由を申し述べます。①本制度は、75歳以上の高齢者をこれまで入っていた国保や健保から追い出し、別枠医療保険に切り離すことにより、国の予算の老人にかかる医療費削減をねらったものです。国は75歳以上になると、『複数の病気になる』、『認知症の人が多くなる』、『いざれ避けることのできない死を迎える』という『後期高齢者の心身の特性』をあげ、それに『ふさわしい医療』にする説明。高齢者に、高負担を押し付け、病気の予防から外来、入院、『終末期』まで、あらゆる場面で、ひどい差別医療が始まる。診療報酬も別建てにすることで、安上がりな差別医療を押し付けている。高齢者の医療費を『い』の一番で削減するために、世界に例をみないひどい制度です。②老人医療は、本来、十分な公的負担で行われるべきものです。日本の医療費は、GDP比8%と先進国でも最低水準であり、本来なら増やして当然です。自公政権は、大企業や高所得者に7兆円もの減税をし、年間5兆円もの税金を軍事費に流し込み、在日米軍再編に3兆円もの税金をポンと出そうとして

ている。これらの歳入・歳出のゆがみに根本からメスを入れ政治の姿勢さえ変えれば財源はつくれます。③手直し案では、安心した老人医療の安定的な確保にはつながりません。後期高齢者医療制度は、2年ごとに見直しされ、保険料の負担が確実に上がるしくみになっており、長寿の人が増えるだけで、保険料が値上げになるのです。④70〜74歳の医療費の窓口負担が2割に引き上げられることは、負担が大きく認められませんが、この制度は、高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押し付ける制度です。『標的』とされているのは現役世代で、特に団塊の世代です。この世代が『後期高齢者』になった時に負担増と医療切り捨てをいっそうすすめることがねらいです。将来だけではなく、現役世代の組合健保や政官健保からの『後期高齢者支援金』は、これまでの老人保健制度への拠出金より増額され、保険組合が成り立たなくなってきた。あらゆる世代に、負担増と医療切り捨てが押し付けられる。それにもかかわらず、『世代間の公平』などと、高齢者と現役世代、親と子や孫の世代の間に、意図的に『対立』を持ち込み、この制度を無理やり押し付けるのは、許せませぬ。

⑤いったん元の老人保健制度に戻し、十分な検討を行い、高齢者医療の充実を図るべきです。『年金を減らす一方で、保険料だけは、有無を言わず取り立てる』やり方は、今や世代を超えて国民の圧倒的多数が批判を高め、与党内にも動揺が出ています。自民党の麻生太郎総裁は、後期高齢者医療制度について『抜本的に見直す必要がある』ことを表明しました。自公政権は国民的議論もせず、法案は強行採決で成立させ、大きな怒りと不安にも耳を貸さず実施を強行した、後期高齢者医療制度強行の大失政をきびしく反省すべきです。そして、どの程度の見直しになるかは明確に示せない『見直し』ではなく、混乱をもたらすだけの後期高齢者医療制度は、即刻廃止すべきであること

を申し述べ、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願に賛成する討論とします。」

日本原電東海第二発電所の耐震安全問題

全く知らなかった国の調査外の断層、見逃ごされてきた活断層で起こった中越沖地震や岩手・宮城内陸地震

川崎篤子議員は、これまでの質問で、執行部が、「東海第二発電所の耐震安全性評価結果中間報告が、運転開始後30年を迎え、原発の耐震安全性の大きくなる基準地震動を1・5倍と大幅に変更しておきながら、応力は十分な設計余裕がある」と回答していたことに関連し、2点について質しました。

①炉心支持構造物のシユラウドサポート部の許容値と発生値の比は1・12となり、「十分な余裕」などないと考えるがどうか。

②柏崎・刈羽原発の基準地震動は、最大で5倍に変更している。原電においても同様の変更をもとに評価しなおすべきなのではないか。

経済環境部長は答弁で、①この差を十分な余裕ととらえるか否かについては、意見の相違もある。この許容値は核学協会規格等に準拠した値、もしくは試験等で妥当性が確認された値ですが、発生値が許容値を超えていないことを確認できることが肝要であり、シユラウドサポートについても許容値と発生値には十分な開きがある。

②原電が策定した基準地震動は、過去に茨城県沖で発生した巨大地震が新たに確認された断層、震源を特定しない地震などについて考慮したもので、この評価については本年12月までに最終報告されるとともに、国がその妥当性を確認することとなっており、村として今後も注視する。」と、述べました。

川崎篤子議員は再質問で、

消防本部の広域化問題が多くやめるべき

消防庁は、消防本部広域化の規模は大きいほど望ましいとし、本村でも今年3月議会の代議質問答弁で消防長は、「本村のように1つだけの消防署で大規模な自然災害や原子力災害などを考慮すると、広域化による消防の拡大は管轄区域の壁がなくなり、消防隊員並びに活動体制の充実が図られるので望ましい」と述べました。

しかし、広域化で住民の命や財産は本当に守れるのか、多くの疑問について大名美恵子議員は、具体的に考え方を質しました。

「1点は、出動から放水開始までの時間は、消防力の整備指針6分30秒以内を維持できるのか。2点は、消防車等の確保は確実に現状より充実し、人口に見合った確保ができるのか。3点は、広域的な人事異動で地理的不案内が生じ、消火活動に支障が発生しないか。4点に、消防力の経費削減で住民の安全が心配される広域化に本村は不参加とし、本村独自の消防力を充実させる方向を求めるかどうか」質しました。

消防長は答弁で、「消防力の

整備指針の中で消防署の設置や消防ポンプ自動車等の配置が定められており、整備指針に基づいた消防署の施設や車両等は削減されることはないと考えます。よって放水開始までの時間は維持され、消防車両等の確保もされるものと思えます。

また、異動により配属になった職員が地理不案内になるかもしれない。しかし広域化に伴い、119番受付業務などが指令センターに一元化され、発災場所が出場車両の積載モニターに映し出され、発災場所の把握が確実にできる情報システムが構築されると思えますので、マイナスマンはカバーされると考えます。

何よりも消防職員が、水利の場所や災害弱者の有無など地域をくまなく調査し、すべての情報を把握することが災害時の迅速な対応につながると考えます。県内5ブロックの広域化については、地理的条件、地域性など各々の固有の特性や課題を有しており、経済性や合理性だけでなく、

介護保険の改善を求める

村では、厚生労働省から既に示された基本的な考え方などにもとづき、制度発足以来3回目の見直し作業が、現在進められています。事業計画づくりはどのようなものか、また今回の見直しにあたり、村民から「お金の心配なしに質のよいサービスが受けられる見直しをしてほしい。介護が受けられないということがないようにしてほしい」との声が寄せられています。川崎篤子議員は4点について説明を求めました。

①事業計画づくりの現状はどう

で広域化を行うことが妥当なのか、検討は不十分であり、広域化の具体的なメリットが感じ取れないところ。そもそも消防体制は、小規模消防本部ならではの隅々まで行き渡った住民対応が前提です。広域化により消防力の低下を招いてはならないと思っています。

しかし、大規模災害等の初動体制や常陸那珂港など、地理的にも条件的にも関係するひたちなか市との広域は進める必要があると考えます。同市とは今年度より職員の人事交流を実施し、人材の育成を図っています。今後はひたちなか行政連絡会の中で広域化検討委員会を設置し、広域化に向けた検討を進める考えです。」

大名美恵子議員は、再質問で、「本村の消防力は、現在でも法定を満たしていない。独自の消防力を充実させる方向をめぐすべきだ」と改めて求めるとともに、消防職員の今後の身分について、不利益にならないよう村として十分配慮するよう求めました。

②介護報酬の引き上げによる、介護の人材不足、劣悪な労働条件の改善、深刻な経営難の解消についてどう考えているか。

③報酬引き上げが、保険料値上げにつながらないように、制度創設時、50%から25%に引き下げられた国庫負担の割合を計画的に引き上げるよう国に求めること。

④利用料の値上げにつながるにように、国の負担で一般財源で手当てするなど対策を求めることが必要だがどう考えるか。

福祉部長は答弁で、「①現在3期の事業計画期間の実績等の分析をしている最中、平成21年度から23年度までの介護給付の利用人数やサービス提供料などを見込む作業を行って

小・中学校の教室、特別室の暑さ対策をどうしよう

大名美恵子議員は、東海南中学校の保護者から、「夏休みの吹奏楽の練習時、暑さで体調を崩しては困るので、音楽室の暑さ対策がとれないだろうか」との声が寄せられ、早速教育委員会に届けました。

教育委員会では、すでに扇風機等の暑さ対策の必要性について実態を把握する意味で、各学校に教室などの温度調査を依頼してあったということでした。

大名美恵子議員は、「この問題でぜひ前向きに検討し、実施すべきだ」と、一般質問で取り上げました。

教育次長は答弁で、「児童生徒の教育環境の整備に関しては、さまざまな方面から調査検討し対応しています。暑さ対策については、現在、村内の小中学校で7月と9月の室温調査を各教室ごとに実施しています。学校では、吹奏楽の部活動時、スタンド型の扇風機を設置

している。

②介護職の人材不足が深刻化する中で、介護職の待遇を改善していかなければ制度の根幹を揺るがす問題にもなる。そういう中で、国は、07年には社会福祉事業従事者の確保を図るための措置に関する基本的な指針というものを示しており、適切な水準の介護報酬の改定が行われるものと期待している。

③国の負担を増やしていただければ当然市町村は助かるので、その辺の期待をしたい。

④介護認定者数、それから介護給付費など、この介護保険を取り巻く状況を考えますと、ある程度の負担増は避けられないのではないかとこのような感じだと思います。」と述べ、国への働きかけの積極性は感じられませんでした。

しているところ、また大会近くに文化センターを利用させていただいているところなどあります。

暑さは、学校の立地条件や地形等によっても異なると考えられ、3階建ての校舎では窓を開けると風が入ってくるという話も伺っております。

水戸市など扇風機を設置した学校では、一定の効果も上がっていることですので、この状況を調査するとともに、本村の関係者の声や現状を十分把握し、室温調査の結果も参考に検討を進めてまいりたい」と述べました。

今回の暑さ対策の要望は、夏休みの部活練習から出たものですが、教育委員会の調査は7

県北農民センターが提出した両請願は、川崎篤子議員が紹介を受け、大名美恵子議員が所属する建設経済環境委員会に付託されました。

委員会では、10月14日に県北農民センター事務局長の鈴木孝夫さんから趣旨説明をうけ、質疑のあと委員間で意見交換をしました。「輸入米をめぐる農水省の対応には目に余るものが多い。今回地方から意見書をあげることも大事だ」との意見が出された一方で、「事故米」問題発覚後、輸入は中止しているのだからあげる必要はない」が強調されました。また、

「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」、「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」は、建設経済環境委員会に付託

「農業資材等の高騰分の補償」とは具体的にどういうことかや、「投機を規制することとは日本だけではできないことだ」など、多くの意見は、切羽詰った農民の気持ちからかけ離れたものと言えます。

農業現場に最も近い地方議会から関係者の生の声をあげることは重要です。11月10日行われた委員会採決では、「ミニマム」は、賛成2、反対3で不採択、「燃料」は全委員一致で採択されました。





認定子ども園について

国のすすめる認定子ども園は、規制緩和にもとづく、財界の保育事業参入の要求に応えたもので、保育の質を低下させる。

現在、村では、国の政策として幼稚園と保育所を一体化した認定子ども園の設置を推進していることが、文教厚生委員会において説明されました。国の進めようとする幼保を一体化した認定子ども園は、財界の保育事業の参入をねらった要求に応えたもので、構造改革規制緩和の中で取り組まれたものです。幼稚園と保育所双方の特徴を発展させ、よりよい統合を目指すものにはなっていません。

保育関係者からは、自治体の公的責任の後退や保育を受ける格差の拡大につながる懸念の声が出されています。この認定子ども園制度は、今でも低い国の保育の最低基準をさらに引き下げ、直接契約制度もとっています。

川崎篤子議員は、「今まで築き上げてきた公的な保育制度を崩し、民営化により経営の利益優先の内容にならないか、関係者の十分な議論をもってすすめるべきと考える。」と村の考えを質しました。

短期交流研修を通して相互理解を含め先進施設の視察を行い、実態の把握や理解に努めている。さらに、今後、東海村の幼児教育施設を利用する乳幼児の保護者についての意向を調査し、今後の検討に反映させたいと考えている。平成18年10月に認定子ども園の制度が創設され、幼保連携型など4つの型が

示された。1、幼児や保護者が安心して利用できること。2、保育所の幼稚園の双方のよさを生かした幼児期にふさわしい保育や教育が受けられること。3、東海村の独自性を尊重すること。4、村立の施設として運営すること。この4点を視点に、本村にふさわしい公立の幼児教育施設環境整備等、具体的に検討していきたいと考えています。」と述べました。

ひたちなか保健所の 本所機能存続について

ひたちなか保健所を、常陸大宮保健所の支所化する動きの中で、日本共産党会派は、「本所機能を持たない支所化は、現在果たしている役割を大きく後退させることになり、許してはならないこと」と、3月議会で「ひたちなか保健所の本所機能存続を求める意見書」提出を提案しました。

意見書案は、文教厚生委員会に付託のち本会議で可決され、県知事に送られました。

一方、村長も発起人となった「本所機能存続を求める署名」は、10万筆を超えて県に提出されたと聞きました。

川崎篤子議員は、その後の県の対応と、ひたちなか保健所の本所機能存続について質しました。

川崎篤子議員は、国の進める方向に左右されることのないよう、公的な保育の拡充と質の向上を図り、関係者の十分な議論を持つて進めることを大切にすべきと主張しました。

とになるが、主な事務として、職員の給与、旅費の支給事務、福利厚生事務などの処遇事務、介護保険監査事務等、直接県民サービスに影響を及ぼさない事務と決定されている。存続を求める会は、これらの改革案が本所機能の存続という請願趣旨に沿ったものと認め、活動が終結された。」と、答弁しました。

「骨太の方針2008」の特徴と 問題点をどう見るか



「骨太の方針」は、小泉内閣が発足した2001年から毎年策定されており、国の次年度予算編成の内閣方針。国の経済財政改革の基本方針であるが、地方政治の場でも、その特徴や問題点をつかむことは大変重要。

小泉内閣は歴代内閣で最もアメリカ忠実で、小泉構造改革は米国内閣好みの日本にする改造計画といえます。その結果、強者が自由に振る舞うことのできる社会経済システムが構築され、国民は「勝ち組・強者」と「負け組・弱者」に分裂させられ、貧困層が拡大しました。

そして日本経済は縮小し、税収が激減、財政赤字がさらに悪化し、多くの中小零細企業が倒産し、失業者、フリーター、ニートが増え、自殺者は年間3万人を突破、犯罪も激増し、日本は先進国最悪の犯罪社会となつてしまいました。

さらに、これまで中央と地方の調和によって一体性を保ってきた日本社会の安定が崩れ、中央と地方の格差が広がり、地方には犠牲が強いられ、国民よりアメリカを大事にしようとする政治の結果がこの状況を生み、東海村民もこのもとで暮らしています。

大名美恵子議員は、「2008」も、基本的にはアメリカ忠実を推進する構造改革路線が踏襲され、具体化されているということをきちんと見据え、政府の理不尽な企みを見抜き、許さず、地方政治において積極的に住民の要求を実現していくために、特徴や問題点を把握する事は必要」と村長の見解を質しました。

村長は、「今回の骨太の方針

で生活者の目線での使い方を直す、医師不足や救急医療など社会保障分野の重要課題に真剣に取り組む、原油高騰対策、食料の安定供給、食の安全の確保など」「しかし、農林水産業は、平成の農地改革だとか、企業型農業経営の拡大ということで、基本的には、農地を巨大資本に一本化していくという拡大生産路線があり心配だ、また歳入歳出一体改革を相変わらず堅持するというのは、福祉面でおくれをとっているこの社会の中では考え直しをしたらどうなのかと思う」と述べました。

大名美恵子議員は、「日本の地方分権の促進で問題になるのは、お金と人の同時削減の方向や道州制の導入が視野に入っ

(株)大豊プラントの焼却炉建設申請の現段階と 今後の方向について

今後の方向について

大名美恵子議員は、(株)大豊プラントの焼却炉建設申請について、「さまざま被害を想定して、焼却施設の建設はどうしても認められないと反対する住民が今なお多くいる。係争中の案件でもあり、本来裁判の結果が出るまでは業者は手続を進めるべきではないと考えるが、今回煙突の建築許可申請が出されたこと、裁判の結果が出るまでは着工しないように、村としても業者に求めるべきではないかと、6月議会での私の質問以降、どのような対応がなされたか。

また、大豊プラントの焼却炉建設申請の手続上の現段階と今後の方向について、どのようになるかと考えられるか」と質しました。

村の対応策については、関係課と協議を行い、今後の対応や、今までの、そしてこれからの県の考え方を確認するため、村関係課と県の建築指導課及び廃棄物対策課と、去る7月11日に打ち合わせを行っており、その結果、県は大豊プラントについての情報をいち早く東

海村等に提出することや、都市計画審議会での附帯意見を履行するよう、強く指導することです。



おり、行政の広域化や合併が促進され、住民の高負担化が強調されること。本村の今後は、住民も参加し住民の安定した生活と幸せをどう守るか、地方自治の本旨を堅持しつつ独自性を発揮する方向で進める事を強く求めたい」と強調しました。

怒りや悲しみの声が広がる

廃止しかない

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度については、「親子のきずなを引き裂く年寄りへの虐待のようだ」「お国のために早く死になさいと言われているようだ」という怒りや嘆き、悲しみの声が大きく広がっており、6月議会に、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める住民請願書が提出されました。

他方、自民・公明の政府与党は、制度の一部手直しを決め、10月から実施するものの、軽減は2年間の限定で、その後は2年ごとに見直しされ、保険料を自動的に値上げする過酷な仕組みになっています。

川崎篤子議員は、「世界に例のない、お年寄りを年齢だけで差別し、新たな負担を押しつける制度そのものが根本的に間違っている。この制度は廃止しかない」と述べた上で、「茨城県医師会の廃止をもとめる署名が20万人をこす県民・村民が賛同し提出されたが、村長は、先の議会において述べた個人的にはもう一度出直してもよいという思いは基本的に変わらないか。」と見解を質しました。

次に、当面の見直し策、3点について村の見解を求めました。「①普通徴収がよいよ10月から始まります。村は、後期高齢者には資格証は発行しないと広域連合に明確に表明すべきである。②高齢者本人の収入で保険料を算定し、村独自に保険料軽減を図ること。③年金収入が180万円未満の人が、世帯主となる子供や配偶者の口座振替にすれば税控除の対象になり、税負担の軽減になる場合がある。一層の広報を強め、村民に周知徹底すること。」

わってはいません。この制度にはたくさん矛盾があるというのをご指摘のとおり。

思い切ったところで立ちどまって、もとに戻って直してもいいという考え方を持っています。

村長

スタートして間もなく改定もしなきゃならない制度、思い切ったところで立ちどまって、もとに戻って出直してもいいという考え方を持っています。

見直し策については、「①資格証明書は、村としては、できるだけ可能な限り発行しないのでほしいと思ってる。②低所得者に対して、どのような支援をしていくか。来年度予算編成

に当たって検討していきたいと思ってる。③社会保険料控除について広報を強める点は、よく加入者には知ってもらいたいので、より有利な方向にしていきたいと思う。」と述べました。

川崎篤子議員は、「この制度は、始まる前から手直しを繰り返して、お年寄りをごまかす欠陥だらけの制度です。政府はこの制度の手直しを含めた言いわけで、8億円以上も税金を使っていることが明らかになった。このように巨額の税金を投入してまで宣伝を繰り返さなければならぬこと自体が、国民の求める安心な医療と後期高齢者医療制度とが、かけ離れていることを示している。」

若いときに一生懸命働いて家族を守り、地域を築いてきたお年寄りが「長生きしてよかった」と喜ばない制度は、廃止しかない」と、廃止を国に求める必要性を重ねて主張しました。

ご意見をお寄せ下さい

東海村自治基本条例(素案)

第6章 村議会の役割 (案文)

東海村自治基本条例の第6章「村議会の役割」については、今年3月の議会設置された自治基本条例調査特別委員会(川崎篤子議員が所屬)において、この間、検討が行われてきました。

10月22日の委員会で、案文がまとめあげられましたのでご報告いたします。9月に村が行ってきた、東海村自治基本条例素案の地域説明・意見交換会には間に合わせる事ができませんでしたので、皆様の積極的なご意見をお寄せ下さいますようよろしくお願いたします。

尚、本条例の策定は、長野県飯田市の条例をモデルとした

め、特別委員会では、飯田市および文京区の視察も行ってきました。

日本共産党派が東海村自治基本条例の策定にあたって重視してきていることは、村民が主権者として主体的にかかわり、十分な時間をとって多くの村民の意見を反映することを大切にすることを、また、住民の行動について強制力を持たせるものではないこと、行政や議会を積極的に開かれたものとする事、村民が主体の行政・議会であり、公正・公平さが重視されている

ことなどです。

川崎篤子議員は特別委員会で、議会の責務にこれらを盛り込むよう、「地方自治の主人公は住民であることの実現をめざし」や「議員相互間の自由な討論を十分に行い」など主張しましたが、他の委員から「当然のことだから入れなくてよい。」「共産党の主張は条例にはそぐわない」旨の意見が多く出されました。

その中で、採用されたのは、開かれた議会の文中、第23条の公開の前に、「積極的に」を加えること、また、委員の多くが、「議長の責務は不要」と主張する中、川崎議員は、「残すべき」と強調し、24条第一項を残すことができました。

特別委員会では、今後、議会の章以外の全文についても検討する方向です。日本共産党派は、引き続き住民に身近で役に立つ条例となるよう議論をすすめます。

日本原電第二

原子炉隔離時冷却系の排気ライン逆止弁脱落問題

大名美恵子議員の質問から

「8月7日、原電発表の当該弁脱落問題は、原電の「原子力発電の安全を確保し、安心され信頼されることを基本に」とする企業理念とは相入れない、さまざまな問題点が明らかになったと考える。このことを村がどう受けとめ、対応したかは、原子力の危険から住民の安全を確保するという自治体の役割がしっかりと発揮されたのか、対応は的確だったのか、大変試された問題だったと思う。」

1つは、安全協定上の通報としては約6時間遅れた。協定では適時迅速に通報が義務だが、なぜ6時間も遅れたのか。2つは、原電は東海第二発電所は、60年まで運転可能と発表

したが、そのための長期保全計画に当該弁は含まれていたのか。3つは、原電が運転員に聞き取り調査を行ったところ、「原子炉隔離時冷却系の定期試験時に、タービン無負荷時の排気蒸気が少ないときに従来から約2秒間隔で弁の異常な閉音の発生を確認していた」と発表した。しかし、弁の機能劣化に着目した点検内容の見直しは検討されなかった。それはなぜか」など、8点について見解を質しました。

答弁は、これまで検査が行われなかった箇所でのトラブルが、次々となぜ起きるのか村独自の見解はなく、原電の言い分を是とするものであった。

第6章 村議会の役割

(村議会の責務)

第22条 村議会は、村民の代表機関として、村の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、村民の意思が的確に反映されるよう努めます。

2 村議会は、村の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 村議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

(開かれた議会運営)

第23条 村議会は、村議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を積極的に公開し、並びに議会活動について村民に説明することにより、村民との情報の共有に努めます。

2 村議会は、村民の意見を聞くため議会活動への村民参加を推進し、村民に開かれた議会運営に努めます。

(村議会議長の責務)

第24条 村議会議長は、村議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営に努めます。

(村議会議員の責務)

第25条 村議会議員は、村民の意向把握や情報収集に努め、村民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 村議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、村民の付託にこたえます。

3 村議会議員は、村議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。

住民税の年金天引きはやめよ!

24日の議案審議で、大名美恵子議員が行った

「東海村税条例の一部を改正する条例」議案に対する反対討論は次のとおりです。

今回の改正では賛成できるものもありますが、賛成できない次の3点についてのべて、全体として反対する討論といたします。

1点は、公益法人関係ですが、今回の改正によって、非営利型であっても一般社団・財団法人は、普通法人として株式会社などと同様に原則課税がおこなわれることとなります。まじめに公益のために活動する民間の非営利法人の活動抑制となる危険性が大きいことから反対します。

2点は、公的年金関係ですが、65歳以上の公的年金受給者から、個人住民税の所得割額(年金にかかる所得税分)と均等割額を09年10月支給分から年金天引きするものです。後期高齢者医療制度の保険料年金天引きに怒りが広がっていますがさらに広げるものです。民主主義税制の原則である「申告納税制度」を根本から壊すものであり反対です。

3点は、証券税制関係ですが、今回の改正は、「金持ち優遇」との批判を受け、株式等の配当・譲渡益課税を10%から本則税率20%にします。しかし抜け道をつくり、09年、10年度の2年間について、500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について20%の特例を適用することとしています。また、今回初めて、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算のしくみを設けました。株式の配当・譲渡所得は分離課税で、20%でも所得税の累進課税にくらべて税率が有利です。富裕層にたいする優遇をひろげるものであり反対します。

最後に、反対はしませんが、肉用牛の売却による課税の特例については、「農業を営む個人」が、「家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場」「農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却」と規定しており、特例期間を延長したものの、2千頭を超えるものを対象から外したことは問題ではないかを感じたことを付け加えさせていただきます。

以上述べまして、議案第60号東海村税条例の一部を改正する条例について、反対の立場からの討論といたします。